

全青司2016年度会発第43号

2016年9月28日

「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」
に対する意見書

法務省民事局参事官室 御中

全国青年司法書士協議会

会長 梅垣 晃一

東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル505号

TEL03-3359-3513

FAX03-3359-3527

Email info@zenseishi.com

URL <http://www.zenseishi.com/>

当協議会は、全国の青年司法書士約2,800名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会では、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に対して、別添のとおり
の意見を述べる次第である。なお、四角囲みになっている部分は上記中間試案の原文
を掲載し、当協議会の意見は、【意見の趣旨】及び【意見の理由】に記載している。

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

(1) 遺産分割が行われる場合の規律

ア 短期居住権の内容

① 配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割（協議、調停又は審判）により当該建物の帰属が確定するまでの間、引き続きその建物を無償で使用する事ができるものとする（以下では、この権利を「短期居住権」という。）。

② 短期居住権の取得によって得た利益は、配偶者が遺産分割において取得すべき財産の額（具体的相続分額）に算入しないものとする。

イ 短期居住権の効力

(ア) 用法遵守義務及び善管注意義務

配偶者は、居住の目的及び建物の性質により定まった用法に従ってア①の建物を使用し、善良な管理者の注意をもってア①の建物を保存しなければならないものとする。

(イ) 必要費及び有益費の負担

① 配偶者は、ア①の建物の通常必要費を負担するものとする。

② 配偶者がア①の建物について通常必要費以外の費用を支出したときは、各相続人は、民法第196条の規定に従い、その法定相続分に依りてその償還をしなければならないものとする。ただし、有益費については、裁判所は、各相続人の請求により、その償還について相当の期限を許与することができるものとする。

(ウ) 短期居住権の譲渡及び賃貸等の制限

配偶者は、短期居住権を第三者（注1）に譲り渡し、又はア①の建物を第三者に使用又は収益させることができないものとする。

ウ 短期居住権の消滅

① 次に掲げる場合には、配偶者以外の相続人は、単独で短期居住権の消滅を請求することができるものとする。

② 配偶者がイ(ア)の規定に違反したとき。

③ 配偶者がイ(ウ)の規定に違反して第三者にア①の建物の使用又は収益をさせたとき。

④ 短期居住権は、配偶者がア①の建物の占有を喪失し、又は配偶者が死亡したときは、消滅するものとする。

⑤ 配偶者は、短期居住権が消滅したときは、ア①の建物を相続開始時の原状に復する義務を負うものとする。ただし、短期居住権に引き続き、長期居住権が成立する場合はこの限りでないものとする。

(2) 配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則

① 配偶者が相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合において、配

偶者以外の者が遺言（遺贈，遺産分割方法の指定）又は死因贈与により相続財産に属する建物の所有権を取得したとき（注2）は，配偶者は，相続開始の時から一定期間（例えば6か月間）は，無償でその建物を使用することができるものとする。

② その他の規律は，(1)イ及びウに同じ（注3）。

（注1）ここでの「第三者」は，配偶者以外の者をいう（(1)ウ①④においても同じ。）。

（注2）配偶者が遺言又は死因贈与により前記建物についての長期居住権（後記）を取得した場合を除く。

（注3）もっとも，この場合に，短期居住権の消滅請求（(1)ウ）をすることができるのは，①の建物の所有権を取得した者に限られる。

【意見の趣旨】

短期居住権の創設については賛成する。ただし，その射程については配偶者の死亡時だけでなく，配偶者の婚姻中や離婚時，さらには配偶者以外の残された相続人の保護についても検討をするべきである。

【意見の理由】

残された一方配偶者の居住権を保護する方向性については賛成する。なお，判例（最判平成8年12月17日）は，「共同相続人の一人が被相続人の許諾を得て遺産である建物に同居していたときは，特段の事情のない限り，被相続人と当該相続人との間で，相続開始時を始期とし，遺産分割時を終期とする使用貸借契約が推認される」としている。この判例は，①被相続人の許諾と，②被相続人との同居の2つの要件が必要であるが，①について，被相続人の許諾を証する証拠を被相続人の生存中に残すことが難しい。これに対して，本試案は一方配偶者にあっては，これらの要件を不要とし，被相続人所有の建物に無償で居住しているという客観的な要件によって一方配偶者の短期居住権を認めるものであるから，一方配偶者の居住権の保護という側面からすれば，評価できるものである。

しかしながら一方配偶者の居住権を一定期間保護すべき要請は，被相続人の死亡時に限られず，例えば離婚による婚姻解消等の場合にも存在する。また，例えば内縁の配偶者や未成年の子など，残された一方配偶者以外の者にも居住権を認めるべき事情がある。

これらの者に対して仮に短期居住権を認めたとしても，当該権利は遺産分割が終了したときに消滅する性質のものであって大きな弊害もないと考えられる。従って，意見の趣旨のとおりとするべきである。

2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

(1) 長期居住権の内容

配偶者が相続開始の時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（以下「長期居住権」という。）を新設するものとする。

(2) 長期居住権の成立要件

- ① 相続開始の時に被相続人所有の建物に居住していた配偶者は、次に掲げる場合に長期居住権を取得するものとし、その財産的価値に相当する金額を相続したものと扱うものとする（注1）。
- ㊦ 配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺産分割協議が成立し、又は遺産分割の審判が確定した場合
- ① 配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺言（遺贈、遺産分割方法の指定）がある場合において、被相続人が死亡したとき。
- ㊧ 被相続人と配偶者との間に、配偶者に長期居住権を取得させる旨の死因贈与契約がある場合において、被相続人が死亡したとき。
- ② 配偶者が長期居住権の取得を希望した場合であっても、(1)の建物の所有権を取得することとなる相続人の意思に反するときは、裁判所は、配偶者の生活を維持するために長期居住権を取得させることが特に必要と認められる場合に限り、①㊦の審判をすることができるものとする。

(3) 長期居住権の効力

ア 用法遵守義務及び善管注意義務

配偶者は、居住の目的及び建物の性質により定まった用法に従って(1)の建物を使用し、善良な管理者の注意をもって(1)の建物を保存しなければならないものとする。

イ 必要費及び有益費の負担

- ① (1)の建物の必要費は、配偶者が負担するものとする。
- ② 配偶者が(1)の建物について有益費を支出したときは、(1)の建物の所有者は、長期居住権が消滅した時に、その価格の増加が現存する場合に限り、その選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還しなければならないものとする。ただし、裁判所は、各相続人の請求により、その償還について相当の期限を許与することができるものとする。

ウ 長期居住権の譲渡及び賃貸等の制限

配偶者は、(1)の建物の所有者の承諾を得なければ、長期居住権を第三者（注2）に譲り渡し、又は(1)の建物を第三者に使用又は収益させることができないものとする。

エ 第三者対抗要件

配偶者は、長期居住権について登記をしたときは、長期居住権を第三者に対抗することができるものとする（注3）。

(4) 長期居住権の消滅

- ① 次に掲げる場合には、(1)の建物の所有者は、長期居住権の消滅を請求することがで

きるものとする。

㊦ 配偶者が(3)アの規定に違反したとき。

㊧ 配偶者が(3)ウの規定に違反して第三者に(1)の建物の使用又は収益をさせたとき。

㊨ 長期居住権は、その存続期間の満了前であっても、配偶者が死亡したときは、消滅するものとする。

㊩ 配偶者は、長期居住権が消滅したときは、長期居住権を取得した時の原状に復する義務を負うものとする。ただし、前記1(1)ウ③ただし書の場合には、相続開始時の原状に復する義務を負うものとする。

(注1) 長期居住権の財産評価方法については、なお検討する。

(注2) ここでの「第三者」は、配偶者以外の者をいう(4)①④においても同じ。)

(注3) 長期居住権を取得した配偶者に登記請求権を付与することを前提としている。長期居住権に関する登記手続をどのように定めるかについては、なお検討する。

(後注) 配偶者が(1)の建物の所有者に長期居住権の買取りを請求する権利を設けるか否か、設けるとした場合にどのような規律を設けるかについては、なお検討する。なお、仮にこのような規律を設けることとする場合には、例えば、以下のような規律にすることが考えられる。

㊰ 配偶者が(1)の建物を使用することができなくなったことについてやむを得ない事由がある場合には、配偶者は、(1)の建物の所有者に対し、相当の対価で長期居住権を買い取るべきことを請求することができるものとする。

㊱ ㊰の要件を満たす場合において、㊰の対価及び支払方法について当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、㊰の対価及び支払方法は、配偶者の申立てにより、裁判所がこれを定めるものとする。

㊲ 裁判所は、㊱の裁判をする時点で長期居住権の存続期間が「一定の期間」(例えば5年間)を超える場合には、その存続期間が「一定の期間」であるものとみなして、㊰の対価を定めるものとする。

㊳ 裁判所は、㊱の裁判をする場合において、(1)の建物の所有者の資力その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、その裁判の日から「一定の期間」(注)を超えない範囲内において、長期居住権の譲渡の対価の支払について、その時期の定め又は分割払の定めをすることができるものとする。

㊴ 裁判所は、㊱の申立てがあった場合には、両当事者の関係、各当事者の生活の状況その他一切の事情を考慮して、㊱の支払方法を定めるものとする。

(注) ㊴の「一定の期間」と同じ期間にすることを想定している。

【意見の趣旨】

「配偶者の居住権を長期的に保護するための方策」の新設に反対する。仮に長期居住権を新設するとしても、その要件と効果については慎重な検討が必要である。

【意見の理由】

確かに、配偶者が住み慣れた建物に住み続けることができるよう、配偶者に建物の使用権のみを与える遺産分割を実現するという考え方については理解できる。しかし、このような権利が設定されると、終身又は一定期間に渡って所有者の使用収益権が制限されることになる。このことは、居住用不動産の流通が阻害され不動産の価値が著しく減退する可能性を予測させるし、また、木造建築物の価値が低い日本の住宅家屋においては、低コストで長期間居住権を確保することによって、詐害的・濫用的に利用される可能性も否定できない。また、第三者対抗要件として登記を求めた場合、当該登記の抹消は、登記権利者としての建物所有者と、登記義務者としての長期居住権者若しくはその相続人との共同申請となるものと予想されるが、登記義務者の行方不明等によって長期居住権の抹消登記申請がされないまま放置される可能性も否定できない。この場合、その後の住宅のリフォームローン等の融資が通らず、既存の住宅の活用が出来なくなる可能性もある。

従って、長期居住権の新設にあたっては、住宅の流通や配偶者の保護の両方の視点から、さらなる再考を促す次第である。

第2 遺産分割に関する見直し

1 配偶者の相続分の見直し

1 配偶者の相続分の見直し

(1) 甲案（被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす考え方）

○ 次の計算式（ $a + b$ ）により算出された額が、現行の配偶者の具体的相続分を超える場合には、配偶者の申立てにより、配偶者の具体的相続分を算定する際にその超過額を加算することができるものとする（注1）。

（計算式）

$a = (\text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より高い割合 (注2)})$

$b = (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より低い割合 (注3)})$

$\text{婚姻後増加額} = x - (y + z)$

$x =$ 被相続人が相続開始時に有していた純資産の額

$y =$ 被相続人が婚姻時に有していた純資産の額

$z =$ 被相続人が婚姻後に相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の額（注4）

$\text{純資産の額} = (\text{積極財産の額}) - (\text{消極財産の額})$

（注1）この超過額については、配偶者の具体的相続分を算定する際に現行の寄与分と同様の取扱いをすることを前提としているが、現行の寄与分との関係については、なお検討する。

(注2) 例えば、配偶者が①子と共に相続する場合には3分の2、②直系尊属と共に相続する場合には4分の3、③兄弟姉妹と共に相続する場合には5分の4とすること等が考えられる。

(注3) 例えば、配偶者が①子と共に相続する場合には3分の1、②直系尊属と共に相続する場合には2分の1、③兄弟姉妹と共に相続する場合には3分の2とすること等が考えられる。

(注4) 「相続によって取得した財産の額」とは、被相続人が相続によって取得した積極財産の額から被相続人が承継した相続債務の額を控除した額をいう。

(2) 乙-1案(婚姻成立後一定期間が経過した場合に、その夫婦の合意により〔被相続人となる一方の配偶者の意思表示により他方の〕配偶者の法定相続分を引き上げること認める考え方)

○ 民法第900条の規定にかかわらず、配偶者が相続人となる場合において、その婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過した後に、その夫婦が協議により配偶者の法定相続分を引き上げる旨〔被相続人となる一方の配偶者が他方の配偶者の法定相続分を引き上げる旨〕を法定の方式により届け出たときは、相続人の法定相続分は、次のとおりとするものとする(注1, 2)。

ア 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は3分の2とし、子の相続分は3分の1とする。

イ 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は4分の3とし、直系尊属の相続分は4分の1とする。

ウ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は5分の4とし、兄弟姉妹の相続分は5分の1とする(注3)。

(注1) 法定相続分の引上げの有無に関する公示方法については、なお検討する。

(注2) この届出がされた後に届出の撤回を認めるかどうかについては、なお検討する。

(注3) 配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないものとするものも考えられる。

(3) 乙-2案(婚姻成立後一定期間の経過により当然に配偶者の法定相続分が引き上げられるとする考え方)

○ 民法第900条の規定にかかわらず、配偶者が相続人となる場合において、相続開始の時点で、その婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過しているときは、相続人の法定相続分は、次のとおりとするものとする(注)。

乙-1案のアからウまでと同じ。

(注) 被相続人と配偶者の婚姻関係が破綻していた場合等を考慮して、前記規律の適用除外事由を設けるべきか否か、設ける場合にどのような適用除外事由が考えられるかについては、なお検討する。

【意見の趣旨】

乙2案に賛成する。なお、配偶者法定相続分引き上げの基準となる婚姻期間は20年とすべきである。

配偶者と兄弟姉妹が相続人となるときは、配偶者のみを相続人とすべきである。

【意見の理由】

1 長期の婚姻の場合に法定相続分を引き上げることについて

婚姻期間が長期に及んでいる場合には、相続に際して生存配偶者が高齢になっており生活保障の必要性が高いことが考えられる。その半面で相続人となる子は独立して生計を立てている場合が多いと考えられ、相対的に生活保障の必要性が低いことから、法定相続分を引き上げることについては賛成する。なお、居住用不動産に関する贈与税の配偶者特別控除制度において婚姻期間が20年以上とされていることもあり、夫婦の財産形成の期間としては20年で充分であると考えられる。

2 乙2案をとる理由について

法定相続分の変動について相続債権者など、利害関係を有する者を保護する必要性があり、客観的に相続分が判断できることが望ましい。また、部会資料において合意や届出を要するとした理由は、一律に法定相続分を引き上げるとすると、別居期間が長期に及んでいるなど婚姻関係が実質的に破たんしている場合に相続人間の公平を損なうと考えられたためであるが、これは現行法にも当てはまる問題であり、また合意や届出が離婚の際の駆け引きに利用される可能性もあるから妥当でない。婚姻関係が実質的に破綻している場合の救済は離婚法で手当てすべき問題である。この点については、離婚事由に長期の別居や破綻していることを取り入れた平成8年の民法改正法律案要綱を早期に実現していくべきである。

3 配偶者と兄弟姉妹が相続人となるときは配偶者のみを相続人とすべきことについて

婚姻期間が長期に及んでいる場合には、相続人となる兄弟姉妹は生存配偶者に比べて被相続人との生活上の関係が極めて薄くなる上、生活保障の必要もほとんど考えられない。相続財産に先祖伝来の土地があるなど、仮に被相続人が兄弟姉妹に特定の遺産を承継させたいと考える場合は、遺言によることで足りる。

4 甲案について

実務上銀行などの取引履歴は概ね10年で消去されており、甲案のような配偶者の相続分に一定の金額を加算する制度を認めると、その額を認定するために相当の時間がかかり紛争が長期化する可能性もある。また、配偶者ではない相続人の債権者等が相続分を差押え、その全額を回収した後、配偶者から甲案による請求がなされた場合、誰から誰にどのような請求がなされ、そのバランスが調整されるか等の具体的な検討がなされておらず、実務が混乱する可能性も否定できない。以上のことから、甲案は妥当ではないと考える。

2 可分債権の遺産分割における取扱い

2 可分債権の遺産分割における取扱い

- (1) 甲案（可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含める考え方）
- ① 預貯金債権等の可分債権（注1）を遺産分割の対象に含めるものとする。
 - ② 相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができるものとする。
 - ③ 遺産分割において各相続人の具体的相続分を算定する際には、可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含めるものとする。
 - ④ 相続開始後遺産分割終了時までの間に、可分債権の弁済を受けた相続人については、その弁済を受けた金額を具体的相続分から控除するものとする。
 - ⑤ 相続人が遺産分割前に弁済を受けた額がその具体的相続分を超過する場合には、遺産分割において、その超過額につきその相続人に金銭支払債務を負担させるものとする。
 - ⑥ 相続人が遺産分割により法定相続分を超える割合の可分債権を取得した場合には、その相続人は、その法定相続分を超える部分の取得については、対抗要件を備えなければ、債務者その他の第三者に対抗することができないものとする。
 - ⑦ ⑥の対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。
 - ㊲ 相続人全員が相続人の範囲を明らかにする書面を示して債務者に通知をした場合
 - ① 相続人の一人が次の i 及び ii に掲げる場合に応じ、それぞれその後段に定める書類を示して債務者に通知をしたとき。
 - i 調停又は審判により遺産分割がされた場合 調停調書又は確定した審判書の謄本
 - ii 遺産分割協議が調った場合 遺産分割協議の内容及び相続人の範囲を明らかにする書面
 - ㊳ 債務者が⑥の相続人に対して承諾をした場合
 - ⑧ ⑦の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。
 - ⑨ 相続人は、その相続分を保全するため必要があるときは、家庭裁判所に対し、遺産に属する可分債権の行使を禁止する仮処分を求めることができるものとする（注2）。
- （注1）預貯金債権以外の可分債権、例えば不法行為に基づく損害賠償請求権についても遺産分割の対象に含めるか否かについては、なお検討する。
- （注2）この場合には、遺産分割の審判又は調停の申立てをすることなく保全処分の申立てを認めること（いわゆる本案係属要件を不要とすること）も併せて検討することを想定している。
- (2) 乙案（可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方）

- ① 預貯金債権等の可分債権（注1）を遺産分割の対象に含めるものとする。
- ② 相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、原則として、可分債権を行使することができないものとする（注2）。
- ③ 甲案の③から⑧までと同じ。
- （注1）甲案の（注1）に同じ。
- （注2）相続人全員の同意がある場合以外に、相続人に遺産分割前の権利行使を認める方策については、なお検討する。この点については、例えば、㊦各預金口座の相続開始時の残高（一口座当たりの上限を設けることが考えられる。）に一定割合を乗じた額に満つるまでは、相続人に権利行使を認めるものとすることや、㊧現行の審判前の保全処分（仮分割や遺産管理人の選任等）について、その特則を設け、発令要件を緩和するなどの措置を講ずること等が考えられる。

【意見の趣旨】

乙案に賛成する。

【意見の理由】

1 乙案について

可分債権は、被相続人の死亡と同時に法律上当然に分割され、遺産分割の対象から外れるとされている（最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁）。しかし、遺産の大半が銀行預金などの可分債権であった場合には、可分債権以外の財産では特別受益や寄与分を十分に反映することができずに相続人間の公平を欠くことがある。また、被相続人が特定の受遺者に預金債権を遺贈する内容の遺言書を作成していたとしても、被相続人の死亡後すぐに法定相続人らによって法定相続分で預金を下ろされてしまえば、せっかく書いた遺言書も絵に描いた餅となる。このようなことから、実際に多くの銀行が法定相続人全員からの請求がなければ預金の払戻しや解約を認めていないし、また、相続人間の遺産分割協議でも預金債権を相続人間の合意で遺産に含めて遺産分割を行っていることが大半である。現金は遺産分割の対象となるにも関わらず（最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁）、銀行預金は可分債権だから遺産分割の対象とならないという判例は、一般的な感覚からしても違和感を覚えざるを得ない。近年の判例では、定額郵便貯金の貯金債権（最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁）や委託者指図型投資信託受益権と個人向け国債（最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁）について、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないと判示されており、単純な預金債権ではない複合的な権利を持つ金融商品については遺産分割の対象に含めるという傾向が見受けられる。そこで、乙案のように、可分債権についても遺産分割協議の対象に含めつつ、相続人単独での権利行使を認めるべきではないとするべきである。

2 注2について

仮に乙案を採用した場合、被相続人の葬儀費用や医療費等の支払いのため、被相続人名義の預貯金債権等を行使する必要性が生じることがある。実務上、被相続人の預貯金口座等が停止された場合には、一旦相続人が立替払したうえで、共益費用として差し引いて預金を分配することがある。しかしながらこのような方法は迂遠であり、遺産分割協議の態様によっては相続人の一部が共益費用について異を唱え紛争となるケースもある。

従って、注2ア案のように各預金の口座の相続開始時の残高に一定割合を乗じた額に満つるまでは、相続人に権利行使を認めるものとするか、一定の費用（たとえば葬儀費用の共益債権となり得るもの）のみ権利行使を認めるなど、権利行使に一定の制限を設けた上で、相続人の権利行使を認めるべきである。

3 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等

3 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等

(1) 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化

- ① 家庭裁判所は、遺産の範囲について相続人間で争いがあり、その確定を待ってはその余の財産の分割が著しく遅延するおそれがあるなど、遺産の一部について先に分割をする必要がある場合において、相当と認めるときは、遺産の一部についてのみ、分割の審判をすることができるものとする。
- ② 一部分割の審判をしたときは、残余の遺産の分割（以下「残部分割」という。）においては、民法第903条及び第904条の規定（特別受益者の相続分に関する規定）を適用しないものとする。ただし、一部分割の審判において、特別受益に該当する遺贈又は贈与の全部又は一部を考慮することができなかつた場合はこの限りでないものとする。
- ③ ②本文の規律は、相続人間の協議により一部分割がされた場合（注）にも適用するものとする。ただし、当該協議において相続人が別段の意思を表示したときはこの限りでないものとする。
- ④ 一部分割の審判をしたときは、残部分割においては、民法第904条の2の規定（寄与分に関する規定）は適用しないものとする。ただし、相続人中に、残部分割の対象とされた遺産の維持又は増加について特別の寄与をした者がある場合において、一部分割の審判の中で、その寄与を考慮することができなかつたときは、この限りでないものとする。
- ⑤ ④の規律は、相続人間の協議により一部分割がされた場合にも適用するものとする。ただし、当該協議において相続人が別段の意思を表示したときはこの限りでないものとする。

（注）調停により一部分割がされた場合も同様の取扱いをすることを想定している（⑤）

においても同じ。) 。

(2) 遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が含まれる場合の特則

○ 家庭裁判所は、相続人間で可分債権の有無及び額について争いがある場合であっても、相当と認めるときは、遺産分割の審判において、その可分債権を法定相続分に従って各相続人に取得させる旨を定めることができるものとする。

【意見の趣旨】

一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化に賛成する。

【意見の理由】

遺産分割の規定を柔軟に解するものであり、特段異論はないが、相続間の協議によって、一部分割が行われた場合には、特別受益の計算や寄与分による調整等を厳密に行っていない事案も相当程度存在する。上記提案のうち③及び⑤はこれらを考慮して規定されていると思われるが、遺産分割協議において相続人が別段の意思表示を明示することは少ないため、黙示の意思表示でも可能である旨、明らかにするべきである。

第3 遺言制度の見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

1 自筆証書遺言の方式緩和

(1) 自書を要求する範囲

① 自筆証書遺言においても、遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項（注1）については、自書でなくてもよいものとする（注2）。

② ①に基づき財産の特定に関する事項を自書以外の方法により記載したときは、遺言者は、その事項が記載された全ての頁に署名し、これに押印（注3）をしなければならないものとする。

（注1）「財産の特定に関する事項」としては、

Ⓐ 不動産の表示（土地であれば所在、地番、地目及び地積／建物であれば所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）

Ⓑ 預貯金の表示（銀行名、口座の種類、口座番号及び口座名義人等）等を想定している。

（注2）ただし、加除訂正をする場合には、当該加除訂正部分等の自書を要求する点を含め、通常に加除訂正の方式によるものとする。

（注3）これに加え、②に基づき押印をする際には、全て同一の印を押捺しなければならないものとするとも考えられる。

(2) 加除訂正の方式（注）

変更箇所に「署名及び押印」が必要とされている点を改め、署名のみで足りるものと

する。

(注)(1)及び(2)の方策は両立し得るものであるが、偽造又は変造のリスクを考慮し、(1)の方策を講ずる場合には(2)につき現行の規律を維持するものとするとも考えられる。

【意見の趣旨】

- 1 自筆証書遺言の方式に関して、自筆を要求する範囲について遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項を除外することに賛成する。
- 2 遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項について自筆以外の方法により記載したときは、遺言者は、その事項が記載されたすべての頁に署名押印し、かつ全葉に契印をしなければならないとするの要件を加えるべきである。
- 3 加除訂正の方式については署名のみで足りるとする変更に対抗する。
- 4 自筆証書遺言の方式緩和に関する見直し(注2)(注3)に賛成する。なお、加除訂正の際の印鑑については、遺言作成時の印鑑を押印することを原則として、印鑑の消失や紛失等によって作成時の印鑑を押印することが出来ない場合には実印を押印し印鑑証明書を添付することとすべきである。

【意見の理由】

家族の在り方が多様化している現代において、様々な関係や事情が家族内で形成されている。従って、個人の財産や営む事業を取り巻く状況も多様であり、そうした財産を承継する制度として、残す側と残される側の事情に合わせた承継を可能にする柔軟性がある遺言制度はますます重要性が高まることが考えられる。事実、本中間試案の補足説明においても、家庭裁判所における遺言書の検認件数は平成10年に8,825件であったものが平成25年には16,708件と約15年で2倍近い増加があり年々増加傾向にあることが指摘されている。司法書士実務においても遺言が関係する相続は増加傾向にあることが感じられる。今後、利用増加が見込まれる遺言制度については、利便性と信頼性の双方を備える制度を構築していく必要があるが、所有する財産が複雑化している現代においてはその全てを自書するという事は利用者にとって大きな負担となっており、改善されることが望ましい。

しかしながら、利便性の追求のあまり信頼性が欠けるということになってはならない。判例が、「自筆証書遺言に全文を自書することが要件とされているのは、筆跡によって本人が書いたものであることを判定でき、それ自体で遺言が遺言者の真意にでたものであることを保障することができるからに他ならない」(最判昭和62年10月8日民集41巻7号1471頁)と判示し、自筆証書遺言の本質的要件である自書の要件を厳格に解釈すべきとしているのも、本人の筆跡をもって遺言者の真意を担保し、第三者による偽造や変造の危険性、受遺者等によるそそのかしや不当な圧力によって遺言書が作成され

る可能性を排除するためと解される。実務においても、相続人間で被相続人に直接・間接の圧力をかけて遺言書の書き直し合戦のようなことを行わせている例が見受けられるとの報告もあり、このような遺言書による相続人間の争いに対しては十分に配慮する必要がある。こうした点に配慮しつつ、自筆証書遺言をより使いやすい制度としていくためには、例外的に自書でなくても良い部分を限定する必要がある、そのためには承継させる対象となる物件を形式的に表現させる部分についてのみ自筆以外の方法を認めて、その他の部分については従来の自筆証書の要件を維持するという方向で方式緩和をするとともに、自書部分の重要性を維持して本人の筆跡が遺言書の真意を担保し、第三者の偽造や変造の危険性が排除される方式をなお検討すべきである。形式的な財産の特定に関する記述部分は自書されるその他の部分と一体となって実体的な自筆証書遺言を形成することを考えると、全体としての一体性を高めることが求められる。実務的な視点で今回の改正を考えた場合に、仮に形式的に問題はないが内容が矛盾する数葉の物件目録等（例えば、物件目録番号1と2が相互に逆転している2通の物件目録など）が存在した場合には、全体として自筆証書遺言自体が否定される恐れが生じる。一体性が乏しい書面の場合には、変造リスクにも晒される危険がある。そのような信頼性を毀損する可能性を減じるためには形式的な記載部分と実体的な記載部分について、それぞれに署名押印を施したうえで割り印を押印することで書面としての一体性を高めることが望ましいと考える。そして、書面としての一体性を高める観点から、（注3）についても賛成する。また、遺言者の真正な意思を担保するためには、自書を施さなかった部分について加除修正する場合であっても従前のように自書によらなければならないとする（注2）に関しても理由があると考え賛成する。

加除訂正の方式については、押印を除くことによる遺言者の負担軽減の効果と従来の方式を変更することによる混乱の危険性を比較した場合に、遺言者の負担軽減としての効果がさほど大きくないと考えられることから、従来どおりの加除訂正方式を維持するほうが望ましいと考える。なお、加除訂正の際の印鑑についても、書面の一体性を重視する観点から遺言作成時の印鑑を押印することを原則として、印鑑の消失や紛失等によって作成時の印鑑を押印することが出来ない場合には実印を押印し印鑑証明書を添付することとすべきである。自筆証書遺言の作成が簡便になる場合には作り替え自体が簡便となるのであり、加除訂正の印鑑について要件を加重したとしても遺言者の負担が増すとまでは言えないと考えるからである。

2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

(1) 権利の承継に関する規律

- ① 相続人が遺言（相続分の指定、遺贈、遺産分割方法の指定）により相続財産に属する財産を取得した場合には、その相続人は、その法定相続分を超える部分の取得につい

ては、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えなければ、第三者に対抗することができないものとする。

② ①の相続財産に属する財産が債権である場合には、債務者その他の第三者に対する対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。

ア 相続人全員が債務者に相続人の範囲を明らかにする書面を示して債務者に通知をした場合

イ 遺言執行者がその資格を明らかにする書面を示して債務者に通知をした場合

ウ 債務者が①の相続人に対して承諾をした場合

③ ②の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

(2) 義務の承継に関する規律

① 被相続人が相続開始時に負担していた債務が可分債務である場合には、各相続人は、その法定相続分に応じてその債務を承継するものとする。

② ①の場合において、相続分の指定又は包括遺贈によって各相続人の承継割合が定められたときは、各相続人の負担部分は、その承継割合によるものとする。

③ ①にかかわらず、債権者が相続分の指定又は包括遺贈によって定められた割合に応じてその債務を承継することを承諾したときは、各相続人は、その割合によってその債務を承継するものとする。

④ 債権者が相続人の一人に対して③の承諾をしたときは、すべての相続人に対してその効力を生ずるものとする。

(3) 遺贈の担保責任

① 遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合には、遺贈義務者は、相続が開始した時（その後に遺贈の目的である物又は権利を特定すべき場合にあっては、その特定の時）の状態、その物若しくは権利を引き渡し、又は移転する義務を負うものとする。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従うものとする。

② 民法第998条を削除するものとする。

【意見の趣旨】

1 自筆証書遺言の保管制度が創設されることを条件として、遺言事項及び遺言の効力等に関する見直しの(1)の規律の創設に賛成する。

2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直しの(1)②の規律のア及びイにそれぞれ“相続人の範囲及び法定相続分を超えて取得する部分の範囲”“その資格を明らかにする旨及び法定相続分を超えて取得する相続人並びにその相続人が取得する範囲”を加えるべきである。

3 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直しの(2)について賛成するが、債権者との関

係も含めて規律することが必要である。

4 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直しの(3)の規律の創設に賛成する。

【意見の理由】

1 権利の承継に関する規律について

相続人が遺言により相続財産に属する財産を取得した場合の規律について、現在の判例の規律には理論的な一貫性がある一方で包括承継の場合においては法定相続分を超えて権利を取得した者が、その手続きを怠っている場合であっても救済されてしまうという結果が生じる。しかし、手続きを放置する者を常に救済することに合理性は見いだせず、むしろそうした手続きの放置によって不測の損害が生じない制度に改めることが社会の公平性の観点からも妥当であると考え。現在の登記実務上、遺産分割方法の指定や相続させる遺言では、取得者が単独で相続登記ができ、その一方で、遺言執行者のいない遺贈（昭和39年3月6日民集大18巻3号437頁）や遺産分割によって相続分を超える持分を取得した場合（昭和46年1月26日25巻1号90頁）については、登記をしなければ第三者に対抗できないとされている。そして、遺言執行者のいない遺贈では、受遺者を権利者、相続人全員を登記義務者とする共同申請登記であり、遺産分割で権利を取得した相続人は、単独で登記申請ができるけれども、登記原因証明情報に相続人全員が実印を押印した遺産分割協議書と相続人全員の印鑑証明書の添付が義務付けられており、実質相続人全員の承諾を要する。つまり、登記手続きが単独で迅速にできる相続分の指定、遺産分割方法の指定の遺言については登記なくして第三者に対抗でき、登記手続きに相続人全員の協力が必要で登記に手間がかかる遺贈や遺産分割は対抗要件としての登記が必要であるという、登記手続と権利保全との関係にねじれ構造が生じてしまっており、こうした点においても大きな矛盾を抱えている。

他方において、自筆証書遺言は長期にわたり発見されないことがある等の問題を抱えており、このような場合には手続の放置ではなく手続きを行う端緒を得られなかったという場合が想定される。このような場合を回避する制度を用意することなく相続人と第三者との対抗要件関係に還元してしまうことは、遺言者や相続人に酷な面が認められる。従って、自筆証書遺言について保管制度を創設し確実に検索する方策を用意するなど、遺言者やその相続人に対する環境整備を行ったうえで相続が長期間手続きされないことによって不安定な状況となることを解消する制度に改正すべきである。

なお、相続財産が債権である場合の対抗要件具備の規律について、相続人全員又は遺言執行者からの通知ないしは債務者の承諾を採用することに賛成する。相続人全員又は遺言執行者からの通知に関する規律については、他の規律との平仄を合わせた規定の仕方であることは理解するが、遺言に関する当該部分の規定から単に相続人の範囲や遺言執行者の資格のみを通知すれば良いと一般的な市民に誤解されない表現にす

べきである。

2 義務の承継に関する規律について

(2)については現在の実務を明文化する内容であり、市民に判り易い民法という観点からも規定すべき内容であり賛成する。ただし、解釈上の疑義が生じないように債権者との関係も含めて詳細な規律を設けていくことが必要である。例えば、「Aにアパートを相続させる。ただし、そのアパートローン債務はAが支払うこと」という遺言を残した場合はどうか。この場合、アパートの価値がAの法定相続分を超える場合、相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定と解されるので（最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁）相続分の指定に該当する余地があるが、アパートの価値がAの法定相続分を超えない場合、相続分の指定を伴わない遺産分割方法の指定と考えるのであれば、このような遺言は相続分の指定に当てはまらないことになる。そこで、相続分指定、遺産分割方法の指定、遺贈の関係性を整理し、遺言でこのような解釈上の問題が生じないような規律を設けるべきであると考えます。

3 遺贈の担保責任について

(3)については先に法制審議会で答申された債権関係に関する改正案と考え方を同一にする改正案であり、民法典全体の統一性という観点からも必要な改正であるため賛成する。

3 自筆証書遺言の保管制度の創設

3 自筆証書遺言の保管制度の創設

- ① 自筆証書遺言（以下「遺言書」という。）を作成した者が一定の公的機関（注1）に遺言書の原本の保管（注2）を委ねることができる制度を創設するものとする。
 - ② ①の保管の申出は、遺言者本人に限り、することができるものとする。
 - ③ 相続人、受遺者及び遺言執行者（以下「相続人等」という。）は、相続開始後に、①に基づく保管の有無を確認することができるものとする（注3）。
 - ④ 相続人等は、相続開始後に、①に基づき保管されている遺言書の原本を閲覧し、又は正本の交付を受けることができるものとする（注4）。
 - ⑤ ①に基づき保管された遺言書については、検認を要しないものとする。
 - ⑥ ①の公的機関は、相続人等から④に基づく申出がされた場合には、申出人以外の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならないものとする。
- （注1）保管を行う公的機関としては、保管施設の整備等の必要性、転居時における国民の利便性及びプライバシー保護の重要性を考慮し、全国で統一的な対応をすることが可能な機関を想定しているが、この点については、なお検討する。
- （注2）原本を保管する際、災害等による滅失のおそれを考慮し、遺言書の内容を画像データにしたものを別個に保管することを想定している。このため、公的機関で保管をするに当たっては、仮に遺言書が封緘されていた場合であっても、遺言者本人の了

解を得てこれを開封した上、画像データを作成することを想定している。なお、遺言書の保管をする際には、遺言者に遺言書の謄本を交付することが考えられる。

(注3) 相続人が①に基づく保管の有無の確認をするときは、戸籍謄本等の提出を受けて、相続人であることを証明させることを想定している。

(注4) 遺言書の原本は、相続開始後も、相続人等には交付せず、①の公的機関で一定期間保管することを想定している。

【意見の趣旨】

- 1 自筆証書遺言の保管制度を創設することに賛成する。
- 2 自筆証書遺言の保管を行う公的機関は法務局とすべきである。
- 3 公的機関に保管された遺言書についても、検認を必要とすべきであり方式についての審査、遺言書のデータ化、正本の交付等については慎重に検討すべきである。

【意見の理由】

相続手続きが長期間放置されることは、その後の手続きを不安定化し大きな問題に発展していくことに繋がってしまうことがあることは全国的にも所有者不明不動産が問題視されていることなどからも明らかであり、こうした状況は喫緊に改善されなければならない。速やかな相続手続きを促す方策の一つとして、前記2遺言事項及び遺言の効力等に関する見直しの(1)権利の承継に関する規律は期待されること、当該見直しに関する意見にも述べたように自筆証書遺言の存在を確実かつ速やかに確認できる制度の創設が必要であると考え。従って、自筆証書遺言を安全に保管する制度の創設に賛成する。

自筆証書遺言を保管する公的機関に必要とされる要素としては、①全国で同一のサービスを提供できること ②遺言者の保管の申し出やその後の原本確認、正本交付の手続きを行うことに鑑みて全国に満遍なく所在すること ③各窓口において一括して検索可能なシステムを構築できること ④保管の申出人が遺言者本人であることを確認できるシステムを構築できることなどが考えられる。こうした要素を安定的に運用していく公的機関として、利便性や相続・遺言実務を積み重ねている実績を鑑み法務局を活用することが人材確保や費用抑制の観点からも望ましい。現在公正証書遺言を取扱っている公証役場を活用することも考えられるが、保管制度の活用需要に関する見込み等が不透明な現状においてはより柔軟な組織対応がとれる法務局がより相応しいと考える。また、利用者の利便性の観点からも、相続開始後の検索システムについては既に完成している公証役場の公正証書遺言の検索システムと互換性のあるシステム構築をしていくべきである。更に、自筆証書遺言の保管を望むが各種事情により保管機関まで行くことができない利用者があることも念頭に、公正証書遺言の実務を参考に出張などのサービス提供を行える体制を検討すべきであると考え。

自筆証書遺言の保管制度については、自筆証書が発見されないリスクに対応する制度

であって、公正証書遺言のように公証人が本人確認をしたうえで本人の遺言能力や遺言意思を確かめつつ本人と協同して遺言作成をおこなっていくという制度は想定されておらず、公的関与が公正証書遺言の作成に比べてかなり少ない。このように公的な関与が少ない自筆証書遺言について検認手続きを要しないものとするとは遺言に関する争いを助長することになりかねない。検認手続きを不要とする利便性を得るためには公正証書遺言を利用すべきであり、保管制度によって保管された自筆証書遺言も原則通り検認は必要とすべきである。

なお、遺言書を保管する公的機関の有する人的物的資源に関わる事柄となるが、仮に遺言や相続に関する法的素養を有しない者で構成する機関が自筆証書遺言の保管窓口となる場合には、方式についての審査、遺言書のデータ化、正本の交付等を行うことについての手続き違背が懸念されるためこれらの事務手続きを行うことは妥当ではない。

4 遺言執行者の権限の明確化等

4 遺言執行者の権限の明確化等

(1) 遺言執行者の一般的な権限等

① 遺言執行者は、遺言の内容を実現することを職務とし、遺言の執行の妨害の排除その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有するものとする（注1）。

② 遺言執行者の行為の効果は相続人に帰属するものとする（注2）。

③ 遺言執行者が就職を承諾し、又は家庭裁判所に選任されたときは、その遺言執行者は、遅滞なくその旨及び遺言の内容を相続人に通知しなければならないものとする。

（注1）遺言執行者が負う一般的な義務の内容をどのように定めるかについては、なお検討する。

（注2）現行の民法第1015条は削除するものとする。

(2) 民法第1013条の見直し

ア 甲案

民法第1013条を削除するものとする（注）。

イ 乙案

遺言執行者がある場合には、相続人がした相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為は、無効とするものとする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができないものとする。

（注）甲案によれば、遺言による権利変動については、遺言執行者がある場合であるかどうかにかかわらず、前記2(1)①の規律が適用されることになる。

(3) 個別の類型における権限の内容

ア 特定遺贈がされた場合

① 特定遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者が遺贈の履行をする権限を有するものとする。

② ①の規律は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合には適用しないものとする。

イ 遺産分割方法の指定がされた場合

① 遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産（動産、不動産、債権等）を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人(以下「受益相続人」という。)が対抗要件（注1）を備えるために必要な行為をする権限を有するものとする。

② ①の財産が特定物である場合においても、遺言執行者は、受益相続人に対してその特定物を引き渡す権限を有しないものとする。ただし、その特定物の引渡しが対抗要件となる場合には、①の規律を適用するものとする。

③ ①の財産が預貯金債権（注2）である場合には、遺言執行者は、その預貯金債権を行使することができるものとする。

④ ①から③までの規律は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合には適用しないものとする。

（注1）特定の財産が債権である場合には、債務者対抗要件を含む。

（注2）③により遺言執行者に権利行使を認める債権の範囲については、なお検討する。

(4) 遺言執行者の復任権・選任・解任等

① 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができるものとする。この場合において、やむを得ない事由があるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負うものとする。

② 遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務の全部又は一部を辞することができるものとする。

③ 遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の申立てにより、遺言執行者を解任することができるものとする。

④ 遺言者が選任した遺言執行者が相当の期間内にその任務に属する特定の行為をしない場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の申立てにより、当該行為について遺言執行者の権限を喪失させることができるものとする。

⑤ 家庭裁判所は、②から④までの場合において必要があると認めるときは、受遺者又は相続人の申立てにより（注）、新たに遺言執行者を選任し（②又は③の場合）、又は特定の行為について権限を有する代理人を選任することができるものとする（②又は④の場合）。

（注）②の辞任によって新たに遺言執行者を選任する必要がある場合については、従前の遺言執行者にも申立権を認めることが考えられる。

【意見の趣旨】

本案(1)(3)(4)について賛成する。(2)については、乙案に賛成する。

【意見の理由】

本案(1)(3)(4)については、遺言執行者の権限につき明確化が図られており、実務運用に資するものであるから賛成する。

(2)について 現行法上、遺言執行の妨害行為がなされた場合には、「遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為をすることができない」(現行民法第1013条)とされている。相続人がこれに違反した場合には、絶対無効とされている(大判昭和5年6月16日民集9巻550頁)。一方、遺言者から遺贈を受けた第三者と、相続人の債権者は対抗関係に立つとされている(最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁)。これらの判例の考え方によれば、補足説明にもあるとおり、遺贈がされた場合には、遺言執行者があれば遺贈が絶対的に優先し対抗関係は生じないとされている一方で、遺言執行者がいなければ対抗関係に立つことになり、遺言執行者の有無のみで遺言の存否や内容を知りえない第三者に不測の損害を与え、取引の安全を害すると指摘がなされていた。甲案によれば、遺言による権利変動と相続人による処分が抵触する場合は、一律に対抗要件として処理されることとなる。しかし、遺言執行者が法定相続人で無い場合などは特に、遺言者の死亡の事実を知るタイミングは相続人の方が早いと考えられる。そうすると、遺言の内容につき不満を持つ相続人が相続財産を処分し、善意の第三者が対抗要件を備えてしまえば、常に相続人の処分が優先されることにもつながり不当な結果となる(法定相続分での登記は、他の相続人の協力を要せず法定相続人の一人からでもできるため、第三者への処分行為自体は容易になしうる)。これに対して乙案は、遺言者の意思にも合致し、かつ、取引の安全にも配慮したものであり、合理的であるといえるから賛成する。

(3)について遺言執行者は、遺言執行に必要な一切の行為をする権限を有するとされているところ(民法第1012条第1項)、遺産分割方法の指定(いわゆる相続させる旨の遺言)については、登記実務上、不動産登記法第63条第2項により受益相続人が単独で登記申請することができることとされているから、当該不動産が被相続人名義である限りは、遺言執行者の職務が顕在化せず、遺言執行者は登記手続をすべき権利も義務も有しないとされており(最判平成11年12月16日民集53巻9号1989頁)、「相続させる」旨の遺言や相続分を指定した遺言は登記がなくても第三者に対抗できるとするのが判例(最判平成14年6月10日家月55巻1号77頁、最判平成5年7月19日裁判民集民169号243頁)であるから、このような判例の考え方に照らせば、受益相続人が単独に対抗要件を具備することができるため、遺言執行者にその権限を付与する必要はないとも考えられるが、長期に渡って登記の名義が変更されない可能性があり、第三者に不測の不利益をもたらす可能性もある。

不動産の登記手続きを遺言執行者が執行権限に基づいて速やかに執行をすることは遺

言者の意思に合致し、受益者にとってもメリットのある行為である。

以上から、遺産分割方法の指定（いわゆる相続させる旨の遺言）についての場合も含め、遺言執行者の権限を明確化し、遺言執行者が、受益者が対抗要件を備えるために必要な行為をする権限を有するという方策について賛成する。

第4 遺留分制度の見直し

1 遺留分減殺請求権の法的性質の見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

以下のとおり、遺留分減殺請求によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行の規律を改め、遺留分減殺請求によって原則として金銭債権が発生するものとしつつ、受遺者又は受贈者において、遺贈又は贈与の目的財産による返還を求めることができる制度を設けるものとする。

(1) 甲案（受遺者等が金銭債務の全部又は一部の支払に代えて現物での返還を求めた場合には、裁判所が返還すべき財産の内容を定めるとする考え方）

① 遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分減殺請求をすることにより、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができるものとする。この場合には、減殺の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求の時から3箇月を経過するまでの間は、遅滞の責任を負わないものとする。

② ①の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求者に対し、その請求の時から3箇月を経過するまでは、①により負う金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産を返還する旨の意思表示をすることができ、その内容を当事者間の協議によって定めることを求めることができるものとする。この場合には、受遺者又は受贈者は、この協議が調い、又は後記④の裁判が確定するまでの間は、遅滞の責任を負わないものとする。

③ ②の協議が調わない場合には、受遺者又は受贈者は、裁判所に対し、①により負う金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目的財産を定めることを求めることができるものとする（注1）。

④ ③の場合には、裁判所は、遺贈又は贈与がされた時期のほか、遺贈又は贈与の対象となった財産の種類及び性質、遺留分権利者及び受遺者又は受贈者の生活の状況その他一切の事情を考慮して、①により負う金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目的財産を定めるものとする。

⑤ ②の協議が調い、又は④の裁判が確定した場合には、①の請求をした者に返還すべき遺贈又は贈与の目的財産の価額の限度で、①により負う金銭債務は消滅するものとする（注2）。

(注1) 受遺者又は受贈者は、遺留分権利者が提起した訴訟において②の意思表示を抗弁として主張することができるほか、自ら遺留分権利者に返還すべき財産の確定を求

める訴訟を提起することができることとするものである。

(注2) ①の金銭債務の消滅時期については、⑤のような考え方のほか、受遺者又は受贈者が②の協議又は④の裁判によって定められた遺贈又は贈与の目的財産を現に返還した時点で金銭債務が消滅するものとし、それまでの間は金銭債務の弁済を認める考え方があり得る。

(2) 乙案（現物返還の主張がされた場合には、現行法と同様の規律で物権的效果が生ずるという考え方）

① 甲案①に同じ。

② ①の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求者に対し、その請求の時から3箇月を経過するまでは、①の金銭債務の全部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産を返還する旨の意思表示をすることができる。

③ 受遺者又は受贈者が②の意思表示をしたときは、民法第1033条から第1035条までの規定に従って遺贈又は贈与の目的財産が減殺され、①の金銭債務は消滅するものとする。

【意見の趣旨】

甲案乙案ともに基本的には賛成であるが、具体的運用にあたり次の点について今後検討を望む。

(1) 甲乙①の請求においてその金額を明示する必要があるならば、遺留分権利者が請求額を明示できない場合の代替手続きを置くこと及びその効果

(2) 甲乙①の請求においてその金額を明示する必要があるならば、甲乙②の期間（3箇月）を伸ばすこと若しくは伸長手続きを置くこと

【意見の理由】

現行法では、遺留分減殺請求権を行使すると、減殺の対象となる遺贈又は贈与の目的財産に共有関係が生じ、その解消のためには共有物分割の手続きを経なければならず、複雑な権利関係を生じさせる原因となっている。本改正案では、遺留分減殺請求権について、金銭債権を発生させる形成権であるとした。そして、現物返還の手続きを例外的な扱いとして、現行法と比べると原則・例外を入れ替える形とした。

しかし、この金銭債権を発生させる遺留分減殺請求について、その「請求額」についてまで明らかにすべきものなのかどうかについて確かでない。この点につき、もし請求額まで明示した形で請求する必要がある場合、遺留分権利者にとって遺留分減殺請求をすること自体、非常に障壁の高いものとなると考えられる。なぜなら、現実に遺留分請求がなされる局面の多くは、「家産・事業の承継作業に抗う他の相続人」によってなされるからである。通常、こういった局面においては遺留分権利者と遺留分義務者との間には相続財産に関する情報量において大きな格差があることが想像される。そのよう

な中で、遺留分権利者が具体的請求額を明示した形で遺留分減殺請求することは相当困難な作業とならざるを得ない。あくまでも形成権である遺留分減殺請求権において、「行使」すること自体の障壁をあまりに高めることは不適當であり、対策を講ずる必要がある。反面、具体的請求額のない形での「遺留分減殺請求」を認める場合、請求を受けた遺留分義務者の方に困難が予想される。なぜなら、最短で相続開始時から3か月後までに「現物返還を選択するか否か」の判断を求められることになるが、その判断は、金銭請求に応ずることができるかどうかによってくるものであり、その金銭債務額がいくらなのか（いくらと反論するのか）と現金類をいくら手配できるのかがわからないと判断しようがない。そのための調査も含めた熟慮期間として考えた場合、3か月はあまりに短すぎると思われる。

また、甲案乙案ともに、②の「金銭債務の全部又は一部の支払いに代えて、遺贈又は贈与の目的財産を返還する旨の」意思表示をせずに3か月経過したとしても、それによりその後、発生した金銭債務の金額（遺留分権利者の請求額の明示のあるなしに関わらず）を確定させる協議がなされると思われる。一方、②の意思表示をしたとしても、協議の結果、全額金銭による支払とすることも可能であるとすると、②の意思表示をしさえすれば、少なくとも協議の期間の遅延損害金を請求されることはないことになる。そうすると、少なくとも甲案においては、②の意思表示の有無の結果がバランスを欠くものとなり、②の意思表示が乱発されることが懸念される。

これらの点につき、原則金銭債権化を進めるにあたり十分な検討を行うことを求める。

2 遺留分の算定方法の見直し

2 遺留分の算定方法の見直し

遺贈又は贈与が相続人に対してされた場合について、遺留分の算定方法の特則を設ける（後記(1)及び(2)）とともに、遺産分割の対象財産がある場合における遺留分侵害額の算定方法を明確にする規律を設ける（後記(3)）ものとする（注）。

（注）後記(1)から(3)までの規律は、それぞれ独立に採用することが可能である。

(1) 遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律

民法第1030条の規定にかかわらず、相続人に対する贈与は、相続開始前の一定期間（例えば5年間）（注）にされたものについて、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入するものとする。

（注）この期間をより短い期間（例えば1年間）にした上で、遺産分割の手続等において、一定の要件の下で、多額の特別受益がある相続人に超過特別受益の一部を現実に戻還させることができるようにすることも考えられる。

(2) 遺留分減殺の対象に関する規律

相続人に対して遺贈又は贈与がされた場合には、その目的財産のうち当該相続人の法

定相続分を超える部分を減殺の対象とするものとする。ただし、これによってその者の遺留分を侵害することができないものとする。

(3) 遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律

遺産分割の対象となる財産がある場合（既に遺産分割が終了している場合を含む。）に個別的遺留分侵害額の算定において控除すべき「遺留分権利者が相続によって得た積極財産の額」は、具体的相続分に相当する額（ただし、寄与分による修正は考慮しない。）とするものとする（注）。

（注）この点については、法定相続分に相当する額を控除するという考え方もあり得るが、このような考え方によると、遺贈等を受けた相続人の方がそうでない相続人よりも最終的な取得額（遺産分割における取得額や遺留分減殺請求による増減額を反映させた額。）が少ないという逆転現象が生じ得るため、仮にこのような考え方を採る場合には何らかの調整規定を設ける必要がある。

【意見の趣旨】

- 1 (1)の遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律について反対する。
- 2 (2)の遺留分減殺の対象に関する規律について賛成する。
- 3 (3)の遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律について賛成する。

【意見の理由】

1 (1)について

現行法では、民法第1030条により遺留分算定の基礎となる財産に含める生前贈与については、「相続開始前の一年間にしたものに限り」その価額を算入するものと規定しているが、判例（最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁）及び実務は、この規定は相続人以外の第三者に対して贈与がされた場合に適用されるものであり、相続人に対して生前贈与がされた場合には、その時期を問わず原則としてその全てが遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入されるとの考え方に立っているものと解されている。

このように相続人に関する贈与につき、遺留分算定の基礎となる財産に含める期間を無制限とすると、何十年も前の贈与の存在により第三者が不測の損害を受ける可能性があり、その法的安定性を害するおそれがある。一方、期間を定めると、相続の発生時期という予見しがたい事実により相続人間に不公平な結果を生じさせるおそれがある。中間試案の補足説明によれば、このため、「比較的短期間に限定すべきではあるが、・・・（中略）あまりに短期間に限定することは相当ではない」とし、その例示として「5年間」としている。

しかし、このように「一定期間」を定めたとしても何ら合理的な根拠はないことは

明らかであり、また、現代において、遺留分制度は共同相続人間の公平を図る役割を担っているものであって、優先すべきは相続人間の公平であることも明らかである。被相続人が自身の相続について検討・準備をするにあたって、「相続開始時の〇年前か否か」というその時点では確定的にはわかり得ない要素をふまえて検討することは大変な困難である。仮にある程度自身の相続開始時期が予見できたとしても、被相続人にとっては、一定時期より以前を遺留分算定の対象外とすることは、心情的な面からも受け入れがたいと予想される。また、特別受益の算定と異なる基準を設けること自体、混乱のもとになると考えられる。遺言作成を普及させ、「自身の相続の準備」を促進させるという観点からも、これらの事情は全てその抵抗となるものでありそぐわない。

一方、無制限とすることにより、相続人に対する古い贈与の存在を知り得ないのが通常である第三者たる受遺者又は受贈者に対して、不測の損害を与える可能性があるという。しかし、相続人ではなく相続財産を受ける立場になかった第三者たる受贈者が、生前贈与を受けてから一年間、相続人に対して不安定な立場に置かれることは、社会的に十分受忍されうるものであり、第三者たる受贈者はそのようなものであるということにより認知させるように働きかけるべきである。また、第三者たる受遺者については、そもそも相続により効力発生しているものである以上、「不測の」損害を受けることは考えにくく、仮に多少遺留分減殺請求がなされるまで時間がかかったとしても、遺言執行により遺贈を受ける受遺者は他の相続人との関係を当然に意識しており、やはり「不測の」損害を受けるとは考えにくい。

以上より、本案に反対する。

2 (2)について

現行法の下では、相続人に対して遺贈又は贈与がされ、これらの目的財産が減殺の対象となる場合について、減殺の対象は特段限定されておらず、目的財産の全体が減殺の対象となり得る。判例では、民法第1034条でいうところの「目的物の価格」を算定する際、各相続人の遺留分を超える部分のみが本条の価格であるとされている（最判平成10年2月26日）が、これは「遺贈の全額が減殺の対象となるものとする」と、今度は減殺を受けた受遺者の遺留分が侵害されるということが起こり得るから、これを避けるためである。

本案では、遺留分を法定相続分に従って分配されるべき相続財産として考え、相続人に対する遺留分減殺請求については法定相続分を超える部分を減殺できるとするものである。被相続人が生前何らの意思表示をしなかった場合には、各相続人は、被相続人の財産のうち法定相続分に相当する部分を取得することになるのであるから、被相続人による財産処分を事後的に制限するという性質を有する遺留分減殺請求権の行使によって否定されるべき被相続人の財産処分について、目的財産のうち法定相続分を超える部分に限定すべきという考え方は、現行の扱いと比較すると第三者への贈与

又は遺贈より相続人に対する贈与又は遺贈を保護することに繋がる。

第三者との関係においては不公平な結果を生じることもあり、あえてそのような扱いにする根拠・必要性については疑問が残るが、特段多くの相続財産を取得することになった相続人との関係においては、現行の取扱いより相続人間の公平に資することになるので、一応は賛成できる。

3 (3)について

本案は、遺産分割の対象となる財産がある場合（既に遺産分割が終了している場合を含む。）に個別的遺留分侵害額の算定において控除すべき「遺留分権利者が相続によって得た積極財産の額」を、「具体的相続分」に相当する額（ただし、寄与分による修正は考慮しない。）とするものである。「法定相続分」に相当する額とするよりも実態に即す結果になり、また現行の実務上の取り扱いとも一致するものであり、見解が分かれる論点について明確な形で解決することとなるので賛成する。なお、より実態に即するため、遺産分割が終了した場合には「遺産分割により実際に取得した額」とする案については、中間試案の補足説明に記載されている通りの理由により妥当ではない。

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

- 遺留分権利者が承継した相続債務について、受遺者又は受贈者が弁済をし、又は免責的債務引受をするなど、その債務を消滅させる行為をした場合には、遺留分権利者の権利は、その消滅した債務額の限度で減縮するものとする。

【意見の趣旨】

遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直しについて賛成する。

【意見の理由】

本案は、受遺者又は受贈者が弁済をし、又は免責的債務引受をするなど、その債務を消滅させる行為をした場合などのように、受遺者又は受贈者の行為によって遺留分権利者の負担する相続債務が消滅するという事態が発生した場合についての規律である。このような事例においても受遺者又は受贈者がその分を遺留分権利者に対して求償しなければならないとすることは迂遠である。そのため、その分については遺留分の算定段階において消滅した相続債務の限度で減縮することとし、これにより簡便な形で清算することができることとなるので賛成する。

（後注）

- 1 遺留分権利者の範囲（民法第1028条）に関し、直系尊属には遺留分を認めないも

のとする考え方があるが、その当否については、なお検討する。

2 負担付贈与や不相当な対価による有償行為がある場合における遺留分の算定方法については、なお検討する。

【意見の趣旨】

直系尊属には遺留分を認めないこととする考え方に賛成する。

【意見の理由】

現行法では直系尊属にも遺留分が認められているものの、現代の遺留分制度の意義から鑑みると、その役割・必要性に説得力を感じられるものはない。被相続人の兄弟姉妹が相続人となる場合には遺留分が認められない理由と同様の理由により、直系尊属にも遺留分が認められる必要はなく、また、実務上も直系尊属が遺留分減殺請求権を行使する事例は非常に少なく、これらの理由により賛成する。

なお、配偶者相続人とともに共同相続する場合の兄弟姉妹と同様、直系尊属もまた配偶者とともに共同相続することの是非について、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑みれば、あらためて検討すべき時に来ていると考えられる。

第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

1 甲案（請求権者の範囲を限定する考え方）

- ① 二親等内の親族で相続人でない者は、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。
- ② ①の金銭の額について、①の請求をした者と相続人との間で協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定めるものとする。
- ③ ②の場合には、家庭裁判所は、①の請求をした者の寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、①の請求をした者に支払うべき金額を定めるものとする。
- ④ 各相続人は、③の額について、法定相続分に応じてその責任を負うものとする。
- ⑤ ①の請求は、限定承認、財産分離及び相続財産破産の各手続が開始された場合には、することができないものとする。ただし、これらの手続が終了した後に相続財産が残存する場合は、この限りでないものとする。
- ⑥ ①の請求権は、相続開始を知った時から一定期間（例えば6箇月間）行使しないときは、時効によって消滅するものとする。〔相続開始の時から一定期間（例えば1年）を経過したときも、同様とするものとする。〕

2 乙案（貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する考え方）

- ① 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をし、これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（相続人を除く。）があるときは、その寄与をした者は、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。
- ② 甲案の②から⑥までに同じ。

【意見の趣旨】

相続人以外の者の貢献を考慮するために、甲案と乙案の折衷案（乙案を基本としつつ請求権者の範囲を二親等内の親族で相続人でない者に限定する）とすべきである。

【意見の理由】

現行の相続制度は相続人の範囲を形式的に一定の親族に限定しているが、相続人と近い身分関係の者が相続財産の形成に貢献し、又は被相続人の療養看護に尽くす事案も一定程度存在する。このような事案については、これらの者にも相続財産について一定の権利行使を認められた方が実質的公平に資するものと考えられる。

現行法においても、たとえば、被相続人の子の配偶者の貢献は遺産分割において相続人である配偶者の寄与分として、あるいは代襲相続人となった子どもの寄与分として考慮することも裁判上許されているが（東京家審平成12年3月8日，東京高決平成元年11月28日）、このような取扱いに対しては、なぜ貢献した者ではなく配偶者または子はその寄与分を取得できるのか明らかでなく、結果的に貢献した者自身の行為を評価したことにはなっていない。

相続人以外の者が被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合にその貢献を考慮することは、現行法上も生前贈与・死因贈与・遺贈あるいは準委任契約などによって、被相続人自らが生存中にその貢献に報いる方策を講じることも可能である。

しかしながら、当該相続人以外の者と被相続人との人的関係等によっては、当該相続人以外の者が、被相続人に対し、これらの法的手段を取ることを依頼することが心情的に困難な場合も多いものと考えられ、当該相続人以外の者がその貢献に応じた財産の分配を受けることができるか否かは、結局のところ、被相続人の意向に委ねられざるを得ない。また、当該相続人以外の者が被相続人に対して扶助義務ないし扶養義務を負っている場合には、法的にも、被相続人がこれらの法的手段を取らないことを理由にこれらの義務を免れることはできないと考えられる。

そうであるならば、生前贈与・死因贈与・遺贈あるいは準委任契約などの法的手段を

とることが困難な場合に限り、相続人以外の者の貢献に対し、契約法制とは別に一定の請求権を政策的に設けることは合理性があると考えられる。

この点、権利行使の主体について、基本的には相続人に準ずる法的地位にある者、すなわち現行の相続人と近い身分関係である二親等内の親族に限定する甲案の方向性には賛成できる。

もっとも、その貢献の対象となる行為について考えるにあたり、財産の給付を伴う有償のものに関しては、事務管理が成立すると考えられ、管理者が支出した有益な費用は相続人に対して償還することができるのであるから、それ以上の請求権を政策的に認めるには、労務に対する対価である報酬を得ることのできない事務管理の制度との比較法上、バランスに欠くと考えられる。

よって、貢献の対象となる行為に関しては無償の労務の提供に限定する乙案の方向性を支持すべきである。

以上より、乙案を基本としつつ請求権者の範囲を二親等内の親族で相続人でない者に限定する折衷案を提案する。